

はじめに

2026 年高市冒頭解散＝旧統一協会・政治とカネ逃れ、支持率の高いうちに解散、2024 年石破発足 8 日目に解散、2017 年安倍臨時国会の開催 3 か月放置・冒頭解散＝モリ・カケ逃れ→ひどい党利党略、大義のない解散、これでいいのか？

「朝日」＝「自分ファースト解散」(26・1・20 付「社説）」、「毎日」＝「自己都合解散」(26・1・16 付「社説）」、「日経」＝「首相の人气が落ちないうちに議席増で政権基盤を強める狙いが透ける」(26・1・13「社説）」、「東京」＝「自己都合解散」(26・2・14 付小松コメント) など主要メディアの批判

メディアでは、首相の「伝家の宝刀」、「専権事項」、「解散権は首相のもの」といわれる
But 憲法学説では内閣のもの、内閣と首相は違う、首相の一存では決定できない、首相＝大臣の罷免権、解散に反対の大臣を罷免しなければならない、閣議＝全会一致という慣行

衆議院の解散＝任期満了以前に全衆議院議員の身分を喪失

歴史的には、国王の懲罰、横暴の象徴、言うことを聞かない議員をクビにする

But 現代的には、解散→総選挙 主権者国民の意思を問うという民主主義的意義

(1) 解散権をめぐる学説

①69 条限定説＝衆議院の解散 69 条に限定、不信任決議が可決、信任決議が否決された場合のみ 解散権＝国王の懲罰的意味、国会＝国権の最高機関（憲法 41 条）、「最高機関」の国会を解散してよいのか？ 解散権を制限・限定する 69 条説＝民主的

But 議会多数党が不信任を可決することは通常考えられない 造反・ハプニングなどなければほとんど解散はない→4 年間選挙がない、解散が民意を問うという民主主義的意味からして問題？

どうせ自分たちに都合が良い時にしか解散しないのだから、解散はなくてよい、4 年後の選挙で審判すればよいとの意見も？

②制度説＝権力分立制、議院内閣制という制度からして、内閣に自由な解散権が認められる but 議院内閣制という制度が常に内閣に自由な解散権を認めているわけではない、フランス第 3 共和制、2011 年任期固定制議会法下のイギリス 内閣に解散権のない議院内閣制の存在、議院内閣制から一義的に導かれるのではなく、日本国憲法なりの解散権の捉え方あるはず

③65 条説

解散権=立法でも司法でもない、よって行政権、内閣のもの
控除説に対する批判、ただでさえ行政権の肥大化、これを促進

④7条説=天皇の国事行為(7条)により天皇に実質的決定権があるが、内閣の助言と承認により天皇の国事行為は形式的・儀礼的なものとなり、内閣に実質的に自由な決定権がある
But 天皇に実質的決定権があるとする点に問題、国事行為は他の機関に実質的決定権がある
(ex. 6条1項 天皇による首相の任命=形式的、国会の指名=実質的)

⑤自律解散説=国権の最高機関として自ら解散できる
but 最高機関というならなぜ参議院はできないのか、議会多数派による濫用の恐れ、3分の2なら多数派による濫用にはならない、but 3分の2は高いハードル、明文の規定がないの
にどうか

7条解散説=実務、69条の場合=4件、内閣に解散権 民意を問うという民主主義的意味

(2) 解散権の限界

政権党に有利なときに解散・総選挙、不利なときに解散することはありえない

通説(芦部信喜)=解散権の限界、何らかの制限の必要性

ex.①重要法案、予算の否決、②政界再編など内閣の構成に変化、③前回総選挙後に新たに重大な問題が生じた場合、④内閣の方針が大幅に変更になったとき、などに実施すべき

But「内閣に自由な解散権を与え、議会を解散の恒常的な脅威においた方が良い」(高橋和之)
という見解も 解散の脅威にさらされた国会=民意に敏感になる?

衆参同日選挙

1980年、1986年同日選挙、二院制の趣旨に反する、二院制=異なった時期に選挙を実施することによって多様な民意を反映

郵政解散

2005年8月小泉郵政解散 衆議院郵政民営化法案可決、参議院否決、にもかかわらず衆議院解散 民意を問う必要、再可決に必要な3分の2獲得を目指す

可決した衆院を解散することは許されないとの見解、少なくとも両院協議会を開催すべきだった、即刻解散したのは問題という見解

2026年高市解散

芦部説②に該当? But それなら連立組み換え時点(2025年10月)で実施すべき、なぜ1

月？ 高市人気で勝てそうだったから、旧統一協会との関係、政治とカネの追及を回避？

④も理由に？ But 選挙ではほとんど語られなかった、勝った後信任を得たと強弁

(3) イギリス 2011 年任期固定制議会議法

首相が自らに有利な時に庶民院を解散する不公平、首相の「自由」な解散権を制限する必要性、2010 年保守・自由の連立合意

2011 年任期固定制議会議法＝次期総選挙期日を 5 年後に指定、例外＝①庶民院の総議員の 3 分の 2 の特別多数決による早期解散決議による解散（自律解散）、②庶民院における不信任決議の可決、14 日以内に新たな政府の信任決議が可決されない場合の解散（不信任型解散）
→首相の「自由」な解散権のはく奪

2016 年以降の EU 離脱に伴う混乱、2019 年ジョンソン首相＝3 度自律解散を試みるが否決（3 分の 2 を得られない）、デッドロック、2019 年早期議会総選挙法（通常法律なので出席議員の過半数で制定可能）、12 月総選挙、保守・労働のマニフェスト＝任期固定制議会議法の廃止

2022 年議会解散及び召集法＝首相の「自由」な解散権の復活

(4) どうやって解散権の制限を担保するのか

①立法による制限

ex.イギリス 2011 年任期固定制議会議法、立憲民主党「衆議院の解散に係る手続等に関する法律案」（2025 年）＝解散の理由・予定日を 10 日前までに国会に通告、国会での審議・国民への情報公開

②憲法慣行による制限 自民党が守るのか？

③司法による審査

but 統治行為論（苫米地事件 最大判 1960 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁）

「衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であつて、かくのごとき行為について、その法律上の有効無効を審査することは司法裁判所の権限の外にありと解すべき」

参考文献

小松浩コメント「『私の選挙権は…』急な衆院解散で投票できなかった海外有権者 怒りを込めて『ネット投票』を求める動きも」東京新聞 2026 年 2 月 14 日付

長澤高明『首相の解散権を斬る』（学習の友社、2026 年）

小松浩『議会制民主主義の現在』（日本評論社、2020 年）序文、第 5 章

岩切大地「解散権の制限」法律時報 90 卷 5 号（2018 年）

田中嘉彦「英国における議会解散権の復活」ジュリスト 1572 号（2022 年）

柴田竜太郎『議会解散権の研究』（弘文堂、2026 年 3 月刊行予定）

日本国憲法

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

第65条 行政権は、内閣に属する。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。